明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（四八）　六
○福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（四九）　六

〔政　令〕
○検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令の一部を改正する政令（二〇三）　二九
○更生保護法施行令の一部を改正する政令（二〇四）　三〇
○福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二〇五）　三〇

〔府　令〕
○金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府五二）　三一

〔府令・復興庁令〕
○復興庁・内閣府関係福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・復興庁一）　三三

〔府令・省令〕
○信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・財務五）　三三
○特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・文部科学一）　四〇

〔復興庁令〕
○福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令（復興庁三）　四二

〔復興庁令・省令〕
○復興庁・環境省関係福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する命令（復興庁・環境一）　四六

〔省　令〕
○地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第二条第二号、第三号及び第五号から第九号までに規定する事務の郵便局における取扱いに関する省令及び地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第三条第一項に規定する郵便局の基準を定める省令の一部を改正する省令（総務五二）　四九
○租税特別措置法施行規則及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務四二）　五二
○福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（農林水産三六）　五三
○火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令（経済産業三二）　五三
○海上運送法施行規則の一部を改正する省令（国土交通四七）　五七
○環境省関係福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令（環境八）　五七
○地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令（同九）　五九

〔告　示〕
○最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件（金融庁六八）　六〇
○金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部を改正する件（同六九）　八二
○最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準の一部を改正する件（同七〇）　八四
○最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条ただし書及び金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき最終指定親会社が最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性の状況を表示する基準第一条第十一号ただし書に規定する金融庁長官が別に定める比率の一部を改正する件（同七一）　八五
○最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容を定める件の一部を改正する件（同七二）　八六
○金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき最終指定親会社が最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性の状況を表示する基準の一部を改正する件（同七三）　八九
○最終指定親会社に係る連結レバレッジ比率の算出における日本銀行に対する預け金の不算入に関する件（同七四）　九一

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、三ページに掲載されています。